

パーム油の持続可能な原料調達を進める為の重要なポイント（2022.7.19）

井上達夫／油糧輸出入協議会

P1～P2 重要なポイントの骨子①～⑤

P3～P8 各骨子①～⑤の詳細説明

持続可能性な原料調達を促進する為に重要なポイントについて、以下に整理します。

① 持続可能性を広範に普及できる体制を作る事。

政令等、普及に強い実行力がある事が望ましい。会員制の制度の場合、持続可能な原料への参加が任意の為、

普及に限界がある。産地全体をサステナブル化する為の法令・政令を導入すれば普及が促進される。

② サステナブル・ルールの世界的な標準に基づいている事。

グローバル・スタンダードの通念／要請に応じたルールを導入／採用している事。

- ③ 不要な認証コストを増やさず、生産者（農民）や消費者の負担を増やさない事。

小規模の農民、中小の食品製造者や消費者のコスト負担を不必要に増やさない事。認証制度のコスト負担が大きければ、産業全体と生産者や消費者のコスト負担が増え、長い目で見れば社会全体の持続可能性への障害となる。

また、大手企業も中小企業も認証による負担が公平になる制度である事。資金が潤沢な農園企業／大手食品企業と小規模農家／中小食品会社の間では、資金に差があるので、費用負担が発生して格差が広がる事を防ぐ必要がある。

- ④ 認証制度は、産業全体が一律に公平なルールを使える様に、また、他の農産物の産地や国民全体とルールの齟齬を防ぐ為、私的なルールではない農産物の間の垣根を超えた（GAP など）公的な機関が運営する事が望ましい。

- ⑤ サステナブルな産地から最終食品工場や流通産業までの物流が、トレーサビリティーの確保できるシステムである事。

これによって、最終製品（食品）に持続可能な原料が使われている事を消費者に保証できる事。

① 持続可能性の広範な普及について。

RSPO は民間の会員制の組織です。会員に加盟する事は自由意志である為、産地の全員に広範な持続可能性を進める実行力は相対的に弱くなります。加えて、会員になる為に入会金と年会費を払う必要があるため、その費用が中小の農家や中小の食品会社にとって負担が大きい為、持続可能性推進の意思が有っても、会費が有れば参加するモチベーションを挫く事になりかねません。この点が、RSPO の広範な普及が停滞している原因の一つです（例として、会員制クラブの会員権に似た形態）。

特に、日本の食品製造業の場合は、パーム油を原料として使う製造業の裾野が極めて広い為（パーム油は非常に多くの加工食品の原料に使われている）、これら多くの企業の皆さんが『自由参加だが会費を払わなければならない・・・』と思えば、賛同を得る事が難しくなります。この点、欧州とは産業構造が違うので、欧州型のモデルである RSPO では日本のサステナブル普及が中途半端になりかねない恐れがあります。

更に、注意すべきと思う点は、民間組織に会費を払わなければならない制度を、食品製造業に強いる様な流れになってはならない事です。費用負担が必要な場合は、他の制度の選択肢も用意して、参加はオプションで自由がある事が必要でしょう。

MSPO と ISPO については、公営ですので参加登録費用や年会費は発生しません。これらも選択肢に入れる事が良いでしょう。

10～15年前と違い、今や持続可能性は世界中で認識され／求められている目標ですので、各国の政府が強い指導力を持って持続可能性を普及・推進する時機も来ており（CO2 削減政策の様に）、政府が持続可能性のルールを浸透させる為に、法律や政令などの強い実行力にて（これには労働条件や差別などの SDG'S 項目も含めて）、罰則なども導入しながらルールを守らない人をなくし、一方、会費徴収などの持続可能性の普及を妨げる方式を取らず、持続可能性のルールの理解を深める為に、教育や指導も行う事で、誰もが参加しやすいものにしていく事が望ましいと思われます。

パーム産業で、法律による義務化（任意参加の会員制ではない）にて持続可能性を進めているものは、MSPO（マレーシア）と ISPO（インドネシア）があります。日本はパーム油をこの2国からほぼ全量を輸入しています。この2国は法律によって、農民や農園企業、並びに、加工工場・製品工場（企業）などに持続可能性の達成を義務付け、普及に強い実行力があります。一方、義務を課しているため参加登録費や年会費は不要。加えて、持続可能性について、農民の教育や支援・補助を政府が行っています。但し、国ごとに農業事情の違いによって、現段階では、義務化の推進速度、普及の支援・補助の大きさには、差が生じています。

一方では、MSPO と ISPO の普及についての問題点は、産地国では法律によって産地全体の持続可能性を推進できますが、海外にこの法律は適用されないので、海外の輸入調達を行う国の政府、あるいは業界などが普及を進める推進力になる必要があります。

また、海外における広報宣伝の組織が無い為、食品工場や消費者への知名度は低いままで、この制度が使われる為の広報宣伝などによって知名度を上げていかなければならない事が課題になっています。

② サステナブルを推進する為のルールのスタンダードについて。

各産地の持続可能性のルールは、グローバル・スタンダードの通念／要請に応じた内容にしなければなりません。

RSPO は欧州の大手食品企業のサステナブル理念に基づいてルール設計が要請されたので、生産者側（アジア）の常識や実態に合わない部分もありますが、この欧州発の理念が次第にグローバルに広まって来た事に応じて、パーム産業ではマレーシア政府やインドネシア政府も、同様のルールを基本スタンダードとして取り入れて来ています。別の言い方をすれば、RSPO はパームのサステナブル・ルールの先駆者の役割を果たした意義が高く、MSPO と ISPO はそのルールを追随して、できるだけ同じ内容を導入して、後追いながらほぼ同じ理念になっています。一部は各国の農業の実態に合わせて修正／改良している部分も有ります。これはパーム産業だけではなく、もっと広く、全ての農産物や労働環境・人権保護に適応できる法律とリンクさせている為です。また、生産者（農民）の全員をルールに従わせる為に、落ちこぼれが無いようにルールに柔軟な幅を持たせている部分もあります（教育方針が公立学校と有名私立学校では違う様に、全員教育を目指すのか、進学校を目指すのかの違いというイメージです）。

③ 社会全体のコスト負担増について。

前述の通り、入会金・年会費などの会費を取る仕組みは、制度普及の障害になるので、改善あるいは無くす必要性を述べました。農民や食品製造業が持続可能性の制度に参加する意思を挫く事に加えて、もう一つの問題点は、この会費がある形で調達取引を行えば、海外の産地から消費者に届くまでの間の多くの会社の皆さんも追加でそれぞれが入会金・年会費を負担しなければならない仕組みですので、コストが積み重なって、消費者に至るまでに非常に大きな社会全体のコスト負担になってしまいます。

最終的にこのコスト負担を消費者が被る事になれば、この高いコストが乗ったサステナブル認証の食品は、消費者が持続可能な食品を買おうという気持ちにブレーキを掛けるので、製品の普及が進まず、長い目で見たら持続可能性ではなくなってしまいます。この様なコストを不必要に発生させなければ、持続可能な製品の普及が一層促がされます。RSPO については、農民や食品製造業から入会金や年会費を徴収する仕組みを止めて貰えれば、持続可能性の普及が進みやすくなると思慮されます。

一方、MSPO と ISPO については入会金・年会費は無くとも、法律や大統領令によって産地側の持続可能性が進んでいます。これにて、産地全体がサステナブルになれば、その産地からの農産物の調達は、自然体で全てがサステナブル原料になります。これが追求すべき理想的な姿であろうと思われれます。

ここで、一つの好例として、米国産大豆のサステナブル化があります。米国政府は法律・政令にて、農地のサステナブル化を推進。農家はこの法律に従う義務がある一方で費用負担は無く、法律が米国産大豆のほぼ全量をサステナブル化になる為の背中を押し、輸出価格に不必要な費用負担が無いので、日本の輸入価格にもコスト負担が発生せず、認証証明書も入手できます。

一方、RSPO の様な民間の組織であれば、固有のブランド品として買い手側の食品販売会社や消費者にブランド力をアピールし、製品にプレミアム価格が付けられれば、民間組織として利益確保や、組織運営の経費を賄う事が出来るので、これを組織の戦略として進めるのが良いでしょう。買い手が評価できる方法を提供して、ブランド品が出て来る事は全く問題無いと思います。

しかし、認証品を売る為には会員になる事を求めて、会員にならない農民（会費を払えない農民）からは買わない、という動きが出てくれば、買い手側の一方的な論理で農民に会費等の費用負担を求める事になり、一つの見方として、優越的立場の汎用や、社会的弱者への無理強い（下請けいじめ、のような弱者）にならない様に注意する必要がある事に、留意が必要と思われれます。

もう一点、前述の通り、パーム油は、海外の産地から消費者までの間の多くの会社の皆さんが会費を負担する事になれば、コストが積み重なって、消費者や社会全体の大きなコスト負担になると述べましたが、これはパーム油の物流が、農民／農園から始まり、現地の原料取引業者、搾油工場、油の取引業者、精製工場、油の加工工場、そして、輸出業者を経由して、輸入業者、輸入国側では、油脂加工工場、油脂製品工場、問屋、食品・菓子製造工場、流通業、という非常に長いサプライ・チェーンになっているからです。RSPO では、このサプライチェーンの全ての会社が会員制に加盟する必要があり、全ての会社が入会金と

年会費を払いますので、最終製品が消費者に届くまでに、多額の累積となって、これを誰かが負担する事になるという状況です。薄利の中小の食品製造会社が多ければ、この多額の費用負担は個社で負担する事に限界が出て、消費者の負担に転嫁されていきます。これも RSPO の普及が進まない一因と思われます。

この点に加えて、パーム油の物流は液体（バルク物流）ですので、タンクが必要になりますが、持続可能性の認証パーム油と非認証パーム油を分けて工場製造・保管・物流する場合に、多額の分別コストが掛かります。これはサプライ・チェーンの川下に行くほど累積されて、コスト負担が多くなります。これを最終的には食品製造業や消費者の誰かが負担する事になります。これは、持続可能性に参加していない農民と、参加している農民が存在する事で、分別する必要が生じる事で発生する費用です。RSPO の場合は、産地における普及が一部の農民だけの状態が続いており、上記の分別コストが発生し、高いコストが加わって取引されているのが現在の実態です。これも RSPO の普及が進まない一因であると思われます。

分別のコストを下げる方策として、非認証の油が混じって物流しても構わないMBグレードが存在します。しかし、このルールに非認証油の混入率の制限を設けていないと、多くの非認証油が残ったままになり、これも持続可能性が進まない一因になります。現在、RSPO では混入率の制限を設けておらず、MSPO のMBグレードは非認証油の混入率を 29%以下としています。この問題点を解決するには、全ての産地・生産者に持続可能な生産／認証取得を進め（不必要な費用発生もなしに）、非認証油を無くす事ができれば、上記のような不要な分別コストはなくなります。

RSPO の高いコストのサステナブル認証油を、パーム油の最大の輸入国であるインドは買いません。追加の外貨流出を防ぎ、他の油脂との価格競争力を維持し、消費者への高い食品供給を防ぐ為です。また、二番目の輸入国である中国政府は欧州系の民間の認証制度を認めないので、中国政府も認めていません。この状況では、持続可能なパーム油の普及が進まない事も課題になっています。この解決策も、認証のコストアップをなくし、認証制度は政府などの公的な承認を受けている事が必要になります。

マレーシア政府は認証されたものと非認証のものが存在する為に分別コストが不必要に発生する事に対して、産地全体を持続可能性にすれば不要なコストを解消できると考えました。これは、RSPO で生じてしまった不要な分別コストがあると、世界市場においてマレーシアのパーム油は、大豆油や菜種油に対して輸出競争力を失い（マレーシアの農民の大事な収入源を失う事になり）、

マレーシアの農民の貧困撲滅を遅らせてしまう為に SDG'S の推進が出来なくなってしまう危惧を持った事から、パームの産地を全て持続可能にして分別コストをなくし、農民の収入＝輸出競争力を維持する必要があると考えたから、というマレーシア政府の話を聞きました。これは、実態として、上記の例である米国大豆の方式をフォローしたような動きになっています。

更に地球規模で食糧供給の持続可能性を考えれば、不要なプレミアム価格が発生して、本来パーム樹が持っている最も高い経済合理性（パーム樹は同じ面積の農地での生産性が非常に高い為、農地の利用効率は大豆・菜種等に比べると8～12倍になる）を失う事になるので、原料供給の為に追加の農地が必要になる。最近では世界規模で問題提起されている農地不足が解決されない事になります。（しかし、実態を見れば、パーム油に対する非難の声は、パーム油と競合する菜種・大豆の生産国の声が大きいのが現状）。自国優先主義に陥らずに、世界的規模で食料不足に対応する為に、高い生産合理性と経済合理性を考えて、いかに多くの食糧生産を進めるかを考える時期に来ていると思われます。特に100%輸入に依存しなければならない日本にとっては。

- ④ 持続可能な認証制度には、各地域の自然環境保護、生態系の保全、先住民との協和、他の農産物も併せて生産する農民の生活環境、海外からの出稼ぎ労働者の雇用条件や移動規制、宗教や性別や人種の差別、など多くの宿題がありますが、これはパームという一つの農産物だけでルールを作っても、あるいは民間組織のルールを導入しても、本当の意味での産地や地域全体の持続可能性の追求が出来ません。一つの農産物（パーム）だけでなく、多くの産業に跨るルールを進める事ができる様に、政府が主導する体制で、サステナブル・ルールの普及を進め、その中にパームも位置付けていく事が必要と思われます。
 - ⑤ 原料を調達して食品を作る会社、或いは、流通業者や消費者にとって、買ったものがサステナブルな産地・農民・原料製造会社から本当に来たのかどうかの信頼性を失えば、持続可能性の認証（＝保証）は意味を失うので、認証された原料が産地から間違いなくサプライチェーンに沿って物流された事を、モニタリング或いは監査を行う必要があり、その監査の義務も含めて認証制度のルール化をする事が求められます。
- RSPO と MSPO は、この取引・物流の流れをPCによる見える化を進め、監査制度はRSPO も MSPO も ISPO も導入しました。ブック＆クレームという形式の認証制度があります。これは企業や消費者が寄付の様に資金を供出してサステナブル化に役立てる

方式です。サステナブルの推進に寄与するものとして大変良い事です。ただ、サプライチェーンに沿った製品に対して資金を供出するものではないので、現物のパーム油の認証制度の中にブック&クレームを含めると、買い手や消費者に大きな誤解やミスリードを与えかねません。特に、消費者が少しでも表示やラベルマークの信憑性を失ったり、誤解を起こせば、その食品産業全体が信頼性を損なってしまう食品原料や食品製品については、ブック&クレームの認証は相応しいものでないと思われます。この点では、ISO のルール規定委員会にても議論の対象になっています（現在進行形です）。

以上、長くなりましたが、現在進んでいるパーム油の持続可能制度には、それぞれ一長一短あります。日本は油脂原料を100%輸入に依存し輸出国も寡占化していますし、一方では世界の油脂原料と穀物事情は激変をしている現状ですので、狭い選択肢にならない様に、多くの食品業界の関係者が、自らのニーズに応じて、最適なものを選択できるように、選択肢の幅を設けておく事が必要であると思います。

油脂原料を自国内で自給自足できる欧州（菜種の欧州域内の生産は日本の輸入量の10倍、大豆生産は日本の輸入量と同等、オリーブ油の生産だけでも日本の油脂総消費量と同等）や米国（世界有数の輸出国）に比べて、原料確保を100%輸入依存している日本は、国民への安心・安全・安定的な供給の土台が違います。欧州や米国・カナダ・豪州などの他の先進国とは全く違い、日本は輸入以外に原料調達逃げ道がありませんので、自国内での供給源がある欧州や米国の原料調達ルール（サステナブル理念も含め）をそのまま導入すると、日本ではミス・マッチになる部分が出て、そのデメリットのツケは中小の食品会社や消費者が負わされる事になりかねません。

この様な基本的な原料供給の背景に違いが有る事に留意して、日本は供給を安定化させ、輸入コストを増やさないように、選択肢の幅を持っておく事が必要であると思われます。

日本の消費者や食品産業に不必要な負担を与えない様に、また日本の食糧安全保障の視点も失わずに、基本的や考え方や制度が検討・策定される事をお願い致します。

比較項目・相違点	RSPO	MSPO	ISPO
設立	2004年設立 認証への参加義務：無し。会員募集による任意の加盟 認証油の達成目標→ 基準水準以上を対象としており、数量/時期の目標設定は無い。	2013年設立。法律による義務化：2017年開始 全体を基準水準以上にする為、法律にて全員に加盟義務を課し、底上げを図る。 全量100%を認証油にする達成目標：2023年	2011年法 大統領令待ち（2021年） 全体を基準水準以上にする為、法律にて全員に加盟義務を課し、底上げを図る。 すべての農園が認証を得る目標年度が2025年
運営母体	WWF が主導。欧州の大手メーカーが発起人。 民間組織として運営 提携しているNGO：WWF	マレーシア政府、パーム庁 提携しているNGO：MNS、Solidaridad、TRCRC	インドネシア政府
参加体制	任意参加（会員制） 会員数（全世界の現在の加盟者） RSPOのH/Pを参照	法律によりマレーシアのパーム業界は全員参加義務あり。 対象：全生産者（農家・農園）、全製造工場、国内取引業者 全輸出者など、全てのパーム産業従事者 国内は認証油のロゴ表示を義務化。MBでも純度70%以上必要。	大統領令による全生産者、全工場の参加義務化
普及状況 （パーム農園・農地）	3.2mil HA（全世界）（2019.5時点） うちインドネシア 1.96 mil HA うちマレーシア 1.18 mil HA（マレーの20%） →2022.7時点では1.23mil HA（マレーの21%） 潜在生産量 原油ベース 13.9百万トン（全世界） うちマレーシア 4.3百万トン うちインドネシア 7.6百万トン 零細農家 マレー 798戸、インドネシア 1,024戸	6.63mil HA（休耕地を含む）（2022.7時点） （マレーシアの総作付面積は5.9mil HA） 小規模農家 0.63mil HA 組織化された農家 0.77mil HA 企業化された農園 5.25 mil HA 供給数量、約19～20百万トン マハティール首相が国連にて持続可能性推進を公約済み	3.8 mil HA（インドネシア）（2019.8時点、総面積の27%） 潜在生産量 原油ベース 11.6百万トン 2019時点の総作付面積は 14.03百万 HA 現在、企業農園（全体の60%）の約半分が認証進捗。 小農の認証進捗を推進中 2024年 小農の認証目標60% 2025年 小農の認証目標100%
費用負担、コスト構造	入会金が必要 年会費が必要 RSPOは設定していないが、市場ではグレード別にプレミアム価格がある。グレードはIP、SG、MBに加えてB&Cを認めている。証明書発行料、監査費用、教育費 加盟者は取扱い目標数量の宣言を求められ、評価される。	入会金・年会費 → なし。費用は政府予算にて賄う。 全量認証油を目指し、プレミアム価格なしを目指す （サプライヤーがプレミアムを設定する可能性あり） 証明書発行料、監査費用、一部教育費負担が必要になる可能性	入会金・年会費 → なし 費用詳細の発表待ち
制度への参加要件 （この相違点が最大で、多くの課題が発生する。この課題点を重視して、オリパラ調達委員会は制度採用方針を決定した。オリパラ委員会は特に右欄の*点を重視した。）	会員制によるメンバー募集、参加は任意という方法。 → 任意の会員制では不参加の農園・企業が残る為、RSPO認証では無い油が存在する。市場に認証油と非認証油が常時存在する為、分別流通・分別加工のコストが発生し、プレミアム価格となる。 → * 不参加の農園・企業が残る、非認証油が存在し、供給国のサステナブル化の推進が徹底されない。B&Cは暫定的なグレードの位置づけであるが、MBグレードやB&Cなどの中途半端なサステナブル	国の法律により、パーム業界全員に参加義務あり。 → 最終的に全量を認証油にする事ができた場合、分別物流や分別加工の必要がなくなることから、分別コストは発生しない。但し、インドネシア産との分別や、監査費用等をサプライヤーがプレミアム価格とする可能性あり。 → * 国全体のパーム産業を全てサステナブル化する為に、法律によって参加を義務化した。 将来的には、MBなどの混合品は無く、全ての油がビューアーなサステナブル油になる。	2021年大統領令の発令によって、小農を含むパーム業界全員に認証取得が義務化される。 全量が認証油になる2025年（目標）を目標に、マレーシアと同様に分別に関わるコスト負担がなくなり、SGのみの供給としてビューアーなサステナブル油になる事を目指す。

比較項目・相違点	RSPO	MSPO	ISPO
	油が存在し、消費者に混乱を招きかねない。 → 分別コスト発生でプレミアム価格になるが、その内容が不透明にて、サステナブル理念として重要な透明性の維持が守られていないとの批判もある。 → * 会員になる為に入会金や年会費が必要であり、個人農家の参加が難しい。この参加費用の存在もプレミアム価格発生の原因の一つになる。	→ 分別コストが原因のプレミアム価格は発生しない為、不透明なコスト体系は起こらない。(但し、制度推進の過渡期ではMBが残る為に、分別コストが発生する) → * 法律による義務である為、入会金や年会費は無い。制度の運営費用は国が負担。個人農家の生活を圧迫しない。プレミアム価格発生の原因になりにくい。	
	→ プレミアム価格の発生にて、国際競争力が低下。輸出に悪影響となり、農民と産業に不利益になる。 * 農民の生活に悪影響を与えれば、サステナブル理念やSDG'sや、普及促進の目的に合わなくなる。 → * プレミアム価格を買い取り難い需要国が出る事から、世界全体にサステナブルが浸透しにくい。需要が増えないと供給側もサステナブルが進みにくい。(追加の外資支払負担が最も国もある) → 民間組織の会員制であり、大スポンサーの企業の方針・意思に影響を受けやすい。 欧州の方針が反映する民間団体なので国が認める制度としての導入が難しい(中国の意見)。 → 全ての農家・企業の参加まで普及が進まないと、供給量に限りがあり、大消費国の需要分を賄えず、制度を導入できない国がある(インドの意見)。	→ 政府としてはプレミアム価格は発生させないことで、国際競争力を失えることなく、輸出産業の競争力維持を狙う。政府としては輸出(一販売先の確保)の維持にて * 農民の生活基盤の向上を重点目標にしている。 → * プレミアム価格はある程度抑制されることで、需要国側も受け入れやすく、サステナブル理念の普及が促されやすい。油脂原料の確保を輸入に依存する国は、プレミアム価格が抑制され、追加の外資負担が少ない。 → 政権が交代をした時に運営方針が影響を受ける可能性がある(予算配分など)。 → 全ての生産量を認証化するので、今まで通りの供給を賄う事ができる。全ての輸入国に制度導入を促す事ができ、世界規模でサステナブルが進み、社会的コストの低減も行う事ができる。 → インドネシア産との棲み分け、または協力が必要	→ 政府としてのプレミアム価格は発生させないことで、国際競争力を失えることなく、輸出産業の維持を狙う。政府としては輸出(一販売先の確保)の維持にて * 農民の生活基盤の向上を重点目標にしている。 → * プレミアム価格はある程度抑制されることで、需要国側も受け入れやすく、サステナブル理念の普及が促されやすい。油脂原料の確保を輸入に依存する国は、プレミアム価格が抑制され、追加の外資負担が少ない。政権が交代をした時に運営方針が影響を受ける可能性あり → 最終的には、全ての生産量を認証化するので、今まで通りの供給を賄う事ができる。全ての輸入国の需要を充たせるので、制度導入を促す事ができ、世界規模でサステナブルが進み、社会的コストの低減も行う事ができる。
世界に普及を促す広報・宣伝力とリーダーシップ	先行性、認知度、資金力、組織力等による強い推進力を持ち、各国への広報・宣伝力も強い。 常に新しい/厳しい環境団体の意見を取り入れて、サステナブル理念の向上を指導する力あり。 マレーシアのRSPO本部は、MSPOの進化に従って、提携や協力を行う(両方で普及を推進)方針を打ち出している。	国内の普及は法律によって強力だが、海外への普及・宣伝の為に各国で各言語で活動する組織が無く、推進力が弱い。(例外の一部は中国) 特に、消費財メーカー・小売業界への到達力が弱い。	国内の普及は法律によって強力だが、海外への普及・宣伝の為に各国で各言語で活動する組織が無く、推進力が弱い。特に、消費財メーカー・小売業界への到達力が弱い。
表示内容の問題点	グレード毎に認証表示が定められているが、消費者からは全て同じ認証と誤認される可能性がある。 非認証油が混入するMB、B&Cグレードは存在し続ける。	ビジュアルな認証油の現物で、且つトレーサビリティが確認されているので、消費者に表示上の誤認を与えない。 制度完遂までの過渡期については、MBグレードがある。	トレーサビリティの確立時期は、まだ見えていない。
違反企業・農家にルール遵守をさせる強制力	会員からの除名という形で対応。除名されてもRSPOを必要としない販路に対しては販売活動を継続できる。	ルール違反の企業に、法律違反として警告・罰則を課す。或いは、法律違反に対して、活動のライセンス剥奪を出来る事からルールを守らせる強制力があり、サステナブルを守らない企業・農家が居れば、最後には供給を排除できる。	ルールを守らない企業・農民に法律で警告・罰則を課す。
農地開発に関する基本	持続可能なパーム油のサプライチェーン全体に対する信頼	マレーシアの農業と農民の生活向上が基本目標にある。	インドネシアの農業と農民の生活向上が基本目標にある。

比較項目・相違点	RSPO	MSPO	ISPO
姿勢	できる世界基準を作り上げることが理念。 以下のような意見・議論もある。 ・森林開発の禁止について、以前に開発した森林を不問にしている為、残存する森林面積が国毎に不公平であり、平等性を謳う理念に反するとの議論がある。 ・プランテーション農業のビジネスモデルをアジアに導入した欧州の過去の遺産をアジアに残したまま、新規の農業発展を阻害しているという議論がある。	アジアの農業の実態を反映できる方式を採用。 欧米が過去に行った欧米における農地開拓に関して（過去に多くの森林伐採を行った事実に対して）、多くの環境団体のマレーシアへの批判は公平さに欠けてしていると反論。 （尚、日本は森林保護では世界的に最優等生）	アジアの農業の実態を反映できる方式を採用。
認証のルール・基準内容	細かな部分では固有の特色を有しているが、概要は同じ方向を向いており、確定的な優劣は定めていない。		
— 法令遵守	各国毎の法令遵守を求めるルール。 多くの国の法令をカバーする表現になる為に、曖昧さや複雑さがある。	マレーシアの法令遵守を求めるルール。 マレーシアの企業・農民にとっては同国の法律を守る事なので理解がシンプルであり、実行/遵守しやすい。	法律及び規則に従って当局が発行する土地の許可を取得する事。 農園作付けの事業許可を当局から得る事。 利用可能な土地の権利（HGU）を当局から得て保有する事。
— 生態系保全	欧米系環境団体の声を反映して厳しく明確なルール。 但し、全ての土地を規制できず、会員参加者のみが対象。	全ての農民が対応できるような実践的ルール。 一方、対応可能な部分はRSPOを参照に、ルール内容の改善を継続。	管理対象地域の生物多様性を維持し、保全すること。
— 自然林開発	新たな開発を禁ずる明確なルール。 但し、全ての土地を規制できず、会員参加者のみが対象。 国全体の自然林の面積を増やす方策を取れない。	新規の開発を禁止。保護地区設定の方法に明確さが求められている。 政府として全国土のパーム作付け許可権を持つので、パームの作付面積の制限を新たに厳しく改定。 同時に自然林の面積を管理し、政府としてリオ宣言を遵守して、実際の自然林面積を増加させている実績がある。	全国の天然林の伐採/開発許可を停止。
— 泥炭地開発	新たな開発を禁ずる明確なルール。 但し、全ての土地を規制できず、会員参加者のみが対象。	無条件の開発禁止についてルールの明確さが求められたため、ルール記載内容は、2019年に厳しい内容に変更を行った。 違反者に対してライセンス剥奪の強制力を持つ。	泥炭地を保護すること。 泥炭地への植栽は環境機能を損なわないように泥炭地の特性を考慮して実施すること。
— 先住民権利保護	土地利用権の保護、FPICの必要を条文化。 慣習権を侵害した場合の補償の文書化を要求。	土地利用権の保護、FPICの必要を条文化。	慣習権を持つ者と協議し合意する事。慣習的権利は法律・規則に基づくこと。関係機関の関与の下、土地紛争を解決する事。
— 児童労働の禁止	児童労働の禁止を明文化。	児童労働の禁止と、児童の定義の具体的な年齢を明文化。	未成年者を雇用しない事（年齢要件の実施、従業員リストの作成等）
— 労働条件	強制労働禁止、国籍・性別・宗教に左右されない公平な雇用条件、適正な労働時間、最低賃金の補償、を条文化。 人身売買禁止の条文も盛り込む。	強制労働禁止、国籍・性別・宗教に左右されない公平な雇用条件、適正な労働時間、最低賃金の補償、を条文化。 一部、人身売買禁止の条文が無いが、マレーシアの法律にて実態面で禁止している。	法律に従って労働者の福祉を改善すること（最低賃金の支払い、労働者福祉のための施設整備等）。
— 労働安全対策	労働安全対策・従業員や労働者への教育について条文化。 農業使用の安全対策・健康管理の文書化も求める。	労働安全対策・従業員や労働者への教育について条文化。 安全対策は、国の労働安全衛生法・工場機械設備法を遵守する事を求めている。	労働安全衛生対策を実施すること（リスクアセスメントや労災リスクの高い労働者の健康診断等）。